

みやけの風

号 外

平成12年(2000)12月8日(金)発行
 発行：三宅島災害・東京ボランティア支援センター
 発行責任者：上原 泰男
 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ 10階
 東京ボランティア・市民活動センター気付
 TEL:03-3260-7573 FAX:03-5229-1646

三宅島全世帯が被災者生活再建支援法の長期避難世帯に認定

東京都は、三宅島に居住していた世帯を被災者生活再建支援法の長期避難世帯として認定しました。これらの世帯であって、同法に定める要件を満たす場合には、被災者生活再建支援金制度が適用され、申請により支援金が支給されます。

なお、支援金は前年度収入及び年齢の要件があるため、支給対象とならない世帯がありますが、全島避難に伴い離職したり、自営業を営むことが困難となるなど、収入の途を絶たれ生活に困窮している状況にあることから、同法の支援金支給対象とはならない世帯で、現に生活に困窮している世帯に対して、東京都では、法の支援金に準じて独自に支援金を支給することを決定しました。

支給対象者

被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯で、退避生活により収入の途を失った方

支給金額

複数世帯 / 50 万円、単身世帯 / 37.5 万円

法に定める年収 500 万円超、800 万円以下で、年齢等の要件に該当する世帯に支給される額に準じた額とする。

【被災者生活再建支援制度の概要】

対象世帯と支給限度額

自然災害により、その居住する住宅が、全壊（全焼・全流出）、その他これと同等の被害を受けたと認められる世帯で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等が下表の区分に該当する世帯が対象となる。

収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額 (複数世帯)	支給限度額 (単身世帯)
500 万円以下の世帯	世帯主の年齢は問いません	100 万円	75 万円
500 万円超 700 万円以下の世帯	被災日において世帯主が 45 歳以上の世帯または要援護世帯	50 万円	37.5 万円
700 万円超 800 万円以下の世帯	被災日において世帯主が 60 歳以上の世帯または要援護世帯	50 万円	37.5 万円

要援護世帯は、重度の知的障害者世帯、1 級の精神障害者世帯、1、2 級の身体障害者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯など、規則に定める世帯。

支給対象となる経費

支給対象となる経費は、次のとおり「通常経費」と「特別経費」に区分されており、支給限度額に応じて、各経費に充てることができる金額が異なります。

通常経費

- (1) 生活に通常必要な物品の購入費または修理費（電子レンジ、電気掃除機、たんす、食器戸棚、自転車など 20 品目）
- (2) 住居の移転に通常必要な移転費（引越費用）

特別経費

- (1) 被災世帯の居住地域または被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入費または修理費（ルームエアコン、ストーブ、防寒服、ベビーベッド、学習机、眼鏡、補聴器など）
- (2) 住居に移転するための交通費
- (3) 住宅を賃借する場合の礼金など
- (4) 自然災害により負傷し、または疾病にかかった場合の治療に要する医療費

被災者生活再建支援法に基づく申請受付を実施

三宅村は、被災者生活再建支援法に基づく申請受付を下記の通り実施します。また、あわせて東京都支援金の申請受付窓口も設置されます。

受付期間

平成 12 年 12 月 11 日（月）から 12 月 14 日（木）まで

受付場所（各世帯毎に場所指定、2ヶ所同時に受付窓口を設置。）

- (1) 区部、島しょ及び近県等の世帯
東京都公文書館 6 階講堂（三宅村東京事務所がある施設）
〔住所〕東京都港区海岸 1 - 13 - 17
- (2) 多摩地区及び近県等の世帯
東京都立川地域防災センター 1 階体育館（三宅村立川事務所がある施設）
〔住所〕立川市緑町 3233 - 2
- (3) 受付時間（各世帯毎に時間指定）
 - 1) 9 時 30 分から 10 時 30 分まで
 - 2) 11 時 30 分から 12 時 30 分まで
 - 3) 13 時 30 分から 14 時 30 分まで
 - 4) 15 時 00 分から 16 時 00 分まで